

○うるま市教育の日を定める規則

平成22年1月13日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 市民の教育に対する関心と理解を一層高め、学校、家庭、地域社会及び行政が連携して教育に関する取組を市民全体で推進し、市における教育の充実と発展を図るため、うるま市教育の日を設ける。

(うるま市教育の日)

第2条 うるま市教育の日は、2月の第1土曜日とする。

(うるま市教育月間)

第3条 うるま市教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、毎年2月をうるま市教育月間とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、うるま市教育の日に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。